

町田市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針

1 取組方針の策定の目的

町田市は、これまで技能労務業務の事務改善を行い、職員数削減、技能労務職給料表の導入による人件費の抑制を行ってきました。地方公共団体の技能労務職の給与については、民間企業の同種の従業員と比較して高額であるとの指摘があり、一方、行政ニーズの多様化への対応や適切な財政運営が求められているため、給与と業務のあり方を検討し、適正な給与等制度の確立と運用を図るため、見直しに向けた取り組み方針を策定するものです。

2 現状

○ 資料（すべて2007年4月1日現在のデータです。）

職種ごとの平均年齢・人数・平均給料・平均給与

区分				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
町田市	47.8歳	470人	372,103円	477,842円
うち清掃職員	44.8歳	162人	353,487円	485,004円
うち学校給食員	48.6歳	102人	376,367円	456,749円
うち用務員	51.3歳	92人	393,672円	477,379円
東京都	47.0歳	2167人	330,732円	429,065円
国	48.8歳	5193人	287,094円	320,514円
類似団体	46.8歳	231人	348,595円	432,100円

※ 平均給与とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当額の合計であり、期末勤勉手当は含みません。

(1) 技能労務職の給与に関する事項

I 給料表

行政職給料表（2）（東京都の行政職給料表（2）に準拠しています。）の4級制を採用しています。

II 手当

扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

Ⅲ 昇給

毎年4月1日に勤務成績に応じて昇給させています。(58歳以上 昇給停止)

3 基本的な考え方

町田市では、これまで学校給食調理員への非常勤職員採用、不燃ごみ収集の外部委託と可燃ごみ収集業務の一部外部委託等により技能労務職員の削減を実施してきました。

今後も、効率的かつ効果的に質の高い行政サービスを提供できるよう、これまでの業務のあり方を改めて見つめ直し、民間の力を積極的に活かした業務の最適化を進めます。(2007年11月策定「行政経営改革プラン」より)

4 具体的な取組み内容

(1) 給料表について

- ① 現行の行政職給料表(2)は、東京都の技能労務職員の給料表に準拠しているため、給料表の水準等は東京都の動向を踏まえていきます。
- ② 2006年度から公表している技能労務職員の平均年収については、引き続き公表していきます。

(2) 手当について

- ① 特殊勤務手当は、現在8種類を支給していますが、現状の分析や支給実績の調査、本来の特殊勤務手当のあり方など、総合的に精査し、4種類の廃止、3種類の見直しを行いました。

	現状		2008年4月から
特殊勤務手当の種類	8種類	→	3種類
特殊勤務手当の項目	26項目	→	6項目
特殊勤務手当支給実績	2650万円 (2006年度)	→	250万円 (2400万の削減)

- ② 住居手当の支給対象者の見直しを図ります。
- ③ 時間外勤務手当に関しては、目標を定めた削減を推進します。
- ④ その他、国・都の動向や近隣自治体の推移を見極めながら、人事院勧告及び東京都人事委員会勧告等を注視し、各種手当の精査を行いながら見直しを検討します。

(3) 昇給・昇格のあり方

2010年度までに人事評価制度の導入を図り、その評価基準に応じた昇給制度の確立と運用を図ります。

5 その他

技能労務職員については、退職者の補充をしないことを基本としていますが、今後5年間で、132人(全体の28.1%)の技能労務職員が定年退職を迎えます。

今後は、技能労務職員の退職と事務職等への任用替により職員数の削減を図るとともに、民間活力を活用する業務管理・運営を実施して行きます。